

教育委員の振り返りと今後の対策

～大津市立中学生のいじめ事件を受けて～

平成25年3月23日

目次

要約 P 1

はじめに P 2

1. 事件の概要と経過について P 3

2. 今回のいじめ問題における問題点

と現在の取り組み P 17

3. 今後の対策 P 21

おわりに P 25

要 約

私たち教育委員は今回の中学生の自死を重く受け止め、この事件に関わった教育委員として振り返り、反省し、その上で課題を洗い出して、今後のいじめ対策に生かせる提言ができないかと考えました。私たちが考えた問題点として①情報の共有と連携が不足していたこと、②透明性の確保と個人情報の取り扱いの難しさがあげられます。これらの対策として、教育委員同士および教育委員と市教育委員会事務局との連携や情報伝達の確保に努め、平成24年7月から25年1月までに教育委員会定例会を7回、臨時会を13回、協議会を26回開催しました。また各委員は市教育委員会事務局員からほぼ毎日電話連絡を受け、当日の情報を得ています。個人情報の取り扱いに気を配るあまり、議事録の残る定例会での発言を控えていました。当時は議事録が残らなかった協議会で議論していましたが、これを改め、協議会も記録が残るものとし、委員の裁量で質疑を行うこととしました。いじめ対策として、学校での道徳教育の充実、子育て環境の整備、いじめに気づいたときの相談システム、問題発生時のサポート体制の構築について、私たちの提言をまとめました。現在、いろいろな機関でいじめ対策が協議されていますが、議論のたたき台の一つとしてご高覧いただき、よりよい提言に結びつけていただけたら幸いです。

はじめに

平成23年10月に自ら命を絶たれた生徒に対しまして、心からご冥福をお祈り申し上げます。

そして、ご遺族に対しまして、心からお悔やみ申し上げます。

私たち教育委員は、かけがえのない命が失われた今回の事件を重く重く受け止めております。また、その生徒に対するいじめがあったこと、いじめを見つけられず、適切に解決できなかつたということでは、たいへん申し訳なく残念でなりません。

このような悲しくつらいことを二度と起こさないために、私たち教育委員ができるることは、平成23年の事件以降の会議や電話による報告内容を思い出し、それぞれの時点でできたこと、できなかつたことを、まずは整理することだと考えました。そして「どこが足りなかつた」「どの時点でどうすべきだった」「私たちには何ができた、できなかつた」「なぜできなかつた」などを具体的に示すことだと考え、検討してきました。

そのことを受けて、教育委員としてすぐに実行できることから取り組み始めています。①定例会以外に、臨時会や協議会を積極的に開催し、情報収集に努め、審議する②定例会だけでなく、協議会の議事録を残す③会議では個人情報に配慮しながら、要求や要望など積極的に意見を述べる④教育環境にかかわる関係者との連携を深めるなどです。

私たちの振り返りや検討で、私たちの活動での至らなかつた点を明確にし、できることから実行に移していくことが、こうした悲しいことが二度と起こらないようにするための再発防止策の一つと考えました。そして不幸にして事故が起こってしまった場合に、この振り返りや検討が、

子どもたち、保護者、地域の方の不安や学校現場の混乱を最小限にして、関係者が一丸となってその危機に対処でき、解決していくことにつながると考えています。

振り返りや反省を真摯に行ったうえで、他の機関での検討や提言も受けて、私たち教育委員の活動力や組織力のさらなる向上に努めてまいりたいと思います。

1. 事件の概要と経過について

(1) 事件の概要

平成23年10月11日（火）午前8時10分頃、大津市内の中学校に通う、中学2年の男子生徒が自宅マンションの14階から飛び降りた。

(2) 事件の経緯

事件後に実施したアンケート調査等により、同校3名の生徒から当該生徒に対していじめがあったことが発覚した。

平成23年11月2日（水）、いじめがあったことを記者会見にて発表した。

(3) 事件前の対応について

事件前については、当該中学校から市教育委員会事務局へ問題行動などの報告はなかった。

(4) 事件後の経過報告と、それを受けた教育委員の判断

事件後の経過報告や対応と、それを受けた教育委員の判断や思いと反省を、以下の表にまとめた。

(• 報告事項 ○判断や思い ◎反省)

経過報告および対応	教育委員の判断や思いと反省
<p>○H23.10.10以前</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該中学校から、当該生徒についてのいじめなどの報告は受けていない。 	
<p>○自殺後 1週間</p> <ul style="list-style-type: none"> H23.10.11 市内中2男子生徒がマンションから転落して死亡との報告を受ける。 市教育委員会事務局からの2回目の電話で、ご遺族の意向は「そつとしておいてほしい」「公表してほしくない」との要望があったことの報告であった。 。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内中2男子生徒が自宅マンションから飛び降り自殺したと、市教育委員会事務局より1回目の報告を受ける。来庁していくて直接報告を受けた委員1名、電話で報告を受けた委員3名。 しばらくして、2回目の報告を電話で受ける。ご遺族側から「そつとしておいてほしい」「公表してほしくない」との要望があったことの報告であった。 <p>○中学生の自殺とのことなので、「いじめ、家庭の事情、交友関係などが絡み合っておこったのだろう」と漠然と思いこみ、2回目の電話を受け、「家庭の事情が大きかったのか」と思った。</p>

	<p>は何？自分はどうすればよいのか」と混乱しつつ、様子を見るに至る。2回目の電話で、ご遺族の意向を知らされ、「何か家であったのかな？ご遺族の気持ちを一番大事にしなければ・・・。大っぴらにしてはだめなんだ」と思い、市教育委員会事務局の指示を待つこととする。</p>
・ H23.10.13 市教育委員会学校教育課から「いじめの調査のため、アンケートを実施する」と電話で報告を受ける。	<p>◎学校教育課長とは頻回に話をして、その都度意見や感想を述べていたが、教育委員の間でも主体的に頻回に会議をもって、情報の共有に努めるべきであった。</p>
この電話報告以降、事実関係の経過報告を頻繁に受ける。	<p>○「自殺の要因は、いじめも家庭問題も交友関係などもあった」と思っていたので、アンケート実施により「いじめ」確認をされることにも違和感を覚えなかった。このため、市教育委員会事務局に対して、助言などはしていなかった。</p>
	<p>○文部科学省のマニュアルに沿ったアンケート調査が実施されるとの報告を聞いており、適正であると思っていた。</p>
	<p>○当初の1週間は事実関係の報告が中心であったが、この期間に可能な限り早く教育委員会協議</p>

	<p>会を開催すべきであった。</p>
<p>○自殺後 1～3 週間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H23.10.25 滋賀県都市教育委員会連絡協議会研修会（安土）の際、アンケート実施などの状況報告を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺直後に当該生徒の父親から「そっとしておいてほしい」「公表してほしくない」との申し出があったため、臨時保護者会を開催しなかったなどの報告を受けた。
	<p>○『いじめも家庭問題もあったことが強く示唆され、自殺直後の思いが確信になった。』</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・H23.10.31教育委員会協議会開催 市教育委員会事務局職員より経過の説明を受ける。 (いじめがあったこと、大まか ないじめの内容についての説明) 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの集計結果から、関係生徒に聴き取りをして確認できたいじめについて報告を受けた。 ・経過やいじめの概要を記した資料をもとに報告を受けたが、個人情報保護とのことで、その場で資料を返した。アンケートについても集約されたもののみ提示を受けたが、その場で返した。
	<p>○個人情報が満載の資料のため、資料が回収されるのは当然のことと考えた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回目のアンケート結果と、「言い足りなかつ

たことを加える」意味で2回目のアンケートを行う旨、報告を受けた。

○「再度のアンケートにて確認するのはいいこと」と感じた。

○報告を受ける度に、『ご遺族の[]の様子、加害者とされている3人の生徒』の様子や今後について心配していた。

○『ご遺族の[]の様子とケア、加害者とされている3人の生徒』への指導の様子、他の生徒の状況やケアなどが気がかりで、いろいろ質問し、また警察は関与されないのかとも質問した。

○『加害者とされる生徒への指導とその保護者へのかかわり』について、市教育委員会事務局にその都度確認していたが、常に『「接触を拒否している」との回答だった。いつから接触できなくなったのか、接触をどのように何度試みているのか』気にしていた。

○質問への回答として、専門家(弁護士、臨床心理士)の助言を受けているとの報告を受け、対策が幅広く適切になされているとの思いがあった。

○アンケート内容の公表については、事実確認ができたもののみとする方針であると聞いた。アンケートでは伝聞情報が多いと聞いており、アンケート集計後の聴き取りで、『加害者とされる3人の生徒も認めた行為』でいじめと認識できるものの公表ということであった。事実か否か判然としないものまで公表しない方がいいと考えていた。

◎アンケートにおける伝聞情報の内容については、報告がなかったと記憶しているが、踏み込んで聞いて確認すべきであった。

◎この時点では、アンケートは文部科学省のマニュアルに沿ったものと認識していたが、アンケートの実施や集計が学校主導で行われていたことを認識せず、確認していなかった。市教育委員会事務局の指導があつてなされているものとの思いこみがあった。確認すべきであり、市教育委員会事務局にも二重チェックをお願いすべきであった。また、自殺のようなショッキングなことが起これば、事実と反する「うわさ」が広まることはしばしばある。それ故、アンケート内容を、自

	<p>殺前からの情報と自殺後に聞いた情報とに分ける必要があったが、このことを助言しなかった。教育委員の責務として市教育委員会事務局に提言すべきであったと反省している。</p> <p>○アンケートの実施と集計を学校が行っており、集計結果が市教育委員会事務局に報告され、市教育委員会事務局はアンケート本体を見ていないとと思われる。</p> <p>○市教育委員会事務局は学校を指導・監督する責任があり、指導監督責任は問われてしかるべきである。</p> <p>○このような大きな事件が起きたら、迅速に対策委員会を立ち上げるべきであり、市教育委員会が主導で調査すべきであった。</p> <p>○自殺後 3週間～平成23年12月末</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H23.11.1～11.2 市町村教育委員会研究協議会（教育長以外の委員4名出席） ・11月1日の保護者会の様子を同行事務局職員からリアルタイムで報 <p>○11月1日夜の保護者会で、『[REDACTED]』や</p>
--	---

告を受けた。	<p>保護者会の様子を聞き、事実関係の確認が重要と感じた。</p> <p>○10月31日に市教育委員会事務局から報告を受けた際に聞き漏らしたのか、記者会見での「いじめ」の説明内容の中に知らなかつたことがあり、報道を見て驚いたことを記憶している。</p> <p>○市長も二人の副市長も体調不良とのことで、やむを得ず教育長が市長代理としてモスマン市へ出発された。</p> <p>教育委員が教育長代理として教育長室に交代で勤務した。この間にこれまでの疑問点、特に加害者とされる生徒への指導や保護者対応についてなどを詳しく聞き、その難しさを再認識した。(例えば、『[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]』という状況を聞くなど)</p> <p>○確実ないじめと見られる行為のみの報告を受けていて、伝聞情報とされた内容について質問できていなかつた。もっと突っ込んで質問すべきであつた。</p>
--------	---

<p>・ H23.11.17 11月教育委員会定例会開催</p>	<p>○市教育委員会学校教育課長から、今までの経過を再度詳しく伺い、いじめ早期発見のための一案として、いじめ相談ダイヤルについて提案した。</p> <p>◎11月定例会前後に市教育委員会学校教育課から経過報告があり、この中で、「2回目のアンケートには新事実はなかった」とことと、加害者とされる生徒および保護者とは当該中学校が関わりを拒否されており、関わっていないと報告を受けた。2回目のアンケートについては、もっと突っ込んで聞くべきであった。</p> <p>○2回目のアンケートについては、被害生徒のご遺族より金銭に関わることを詳しく調べてほしいとの要望で実施したとの報告を口頭で受けていたので、お金に関しては新たな情報はないのかなと感じた。アンケートの内容は見ていない。</p> <p>○加害者とされる生徒のご家庭に入ることを拒否され、教育委員会の調査や指導の権限の限界を感じた。</p> <p>◎定例会の中では、「いじめ」問題の報告を受けたとき、質疑をあえて行わなかった。その理由と</p>
----------------------------------	---

	<p>して、この定例会以前にすでに報告されていた内容であり、本件のような生徒の個人情報、プライバシーに関わる内容については、公開の場で質疑するのがはばかられ、また議事録に載せるような場で聞いてはいけないと思っており、前後の協議会で話し合えばよいと認識していた。また、協議会は公開はされないが、記録はされていると思っていた。「開かれた教育委員会」という点からしては誤った認識であって、個人情報を守ることに配慮しながら、定例会で発言しなければならないという認識が足りなかつたと深く反省している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○加害者とされる生徒がいじめ行為を認め、被害生徒のご遺族に謝罪するように指導したいとの教育長や市教育委員会事務局の思いと同じく、教育委員もそのことを、心から願っていた。 ○定例会終了後、教育委員と教育長との話し合いで、いじめ再発防止策について話し合い、教育委員から「いじめ相談ダイヤル」について提案する。 <p>・ H23.12上旬 リーフレット「いじめのない学級・学校づくり」を</p> <p>○教育委員個々に、再発防止に向けた取り組み予定やリーフレット「いじめのない学級・学校づくり」を</p>
--	--

教育委員に配布	り」の説明を受ける。この際にも、いじめの件について、学校や生徒の様子、『ご遺族の[]、加害者とされる生徒』のことなど、市教育委員会事務局職員から少しでも情報を得たいと思っていた。
・ H23.12.15 12月教育委員会定例会開催	◎12月定例会で市教育委員会学校教育課長より ①10/11～12/1までの時系列での経過報告、②関係生徒への対応状況(転校、1日のみの再登校など)、③学校と教育委員会の反省、④再発防止策、について報告があった。11月定例会と同様、個人情報保護に配慮して質疑はせず、その後の協議会で、学校の現状、生徒の様子やケア、関係生徒の様子やその指導状況、再発防止の取り組みなどいろいろと質問し、意見を述べたが、定例会の中で意見を述べるべきであった。
○平成24年1月～平成24年6月	○定例会終了後に協議会で、関係生徒個人のより詳しい説明を聞いた段階で、関係生徒の今後のことにも気がかりな思いをもち、指導の困難さや限界を感じたように記憶している。
・ H24.1.12 1月教育委員会定例会開催	○1月定例会の報告として、教育センターより研

	<p>修会「いじめ問題を見逃さないために」の報告を受けた。また「いじめ相談ほっとダイヤル」の早期実現に対して感謝を述べた。市教育委員会事務局の取り組みに一定の評価はできると思った。</p> <p>○このころ、いじめと自殺の再発予防策に目が向いていた。自殺にまで至ったことを重視するからこそ、再発予防策の早期実現がより重要と考えた。その第1弾として、「いじめ相談ほっとダイヤル」を提案した次第である。</p> <p>○機会あるごとに、このいじめの件については、学校や生徒の様子、関係生徒のことなど、事務局に確認し、情報を得たいと思っていた。リーフレット「いじめのない学級・学校づくり」や「いじめ相談ほっとダイヤル」の市内学校現場などの活用状況、人権週間での学校や子どもたちの取り組みなど、気がかりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H24.1.24教育長辞職 <ul style="list-style-type: none"> ・ H24.2.2 2月教育委員会定例会開催
--	---

・H24.2.20教育長再任

・提訴されたとの報告を受ける。

○このいじめ問題については、常に気になり、再発防止策が有効に行われているのか、『被害生徒の■、加害者とされる生徒』や他の生徒の様子など、新たな情報はないかと市教育委員会事務局に問い合わせていた。

◎市教育委員会事務局からの報告については、疑いを持たなかつた。ただし「校長を含め、教職員は一人もいじめを認識していなかつた」との報告だけは、「学校はそのように報告したのか」という不信感があつた。

○提訴されてからは、裁判の報告を受ける立場となつたため、裁判の進行具合を確認しつつ、折に触れ、市内小中学校でのいじめ防止対策の取り組み状況の把握や確認に努めた。

2. 今回のいじめ問題における問題点と現在の取り組み

今回のいじめ問題を振り返り、あがってきた問題点を、教育委員として整理しました。その反省から、教育委員自身ができていなかったことを見つめ直し、直ちにできるところから取り組みを進めています。その取り組みの積み重ねが、いじめ再発防止策を含めた教育委員会の今後の対策における改革の一歩につながると考えます。

＜問題点1＞ 情報共有と連携不足について

(協議会など会議の開催を含む)

- ・ 緊急事案が起こった場合、教育委員が可能な限り迅速に会議を持つべきであった。

事件発生後は、市教育委員会事務局からの報告を待つことに終始し、すぐに教育委員会協議会を開催しなかったことは大きな反省である。さらに情報を共有するためには、日頃からもっと積極的に協議会を開催すべきであった。

また、適切に対応する組織として、教育委員会内の対応チームの立ち上げを市教育委員会事務局に指示すべきであった。

- ・ 限られた時間内での会議のためか、事実の概要の説明など限られた情報の報告であったり、教育委員への報告が遅くなったり、電話での報告になることも多かったりと、情報不足で情報の共有が十分でなかったように思われる。事件発生後は市教育委員会事務局も混乱状態にあり、教育委員への情報伝達に不備があったと思われる。このような

際には、教育委員自ら、もっと積極的に市教育委員会事務局に情報提供を求めるべきであった。

緊急事態の場合こそ、教育委員がより主体的に動き、情報収集に努め、発信も含めて提言すべきであると反省している。

- ・ 今回のいじめ問題では、学校、市教育委員会は、それぞれの組織で、全力で対応に当たってきた。しかし、これまでに経験したことのない混乱の状況下で、情報の共有が不十分だったことや、連携が不足していたこと、主導権を持って指揮するところが不明確だったことなど、全体では組織がうまく機能していなかつた。

「大津の子どもが安心して楽しく学べる学校や園に」という目的の下に、大津としてそれぞれの組織が一つになって困難な状況に対処していくにはどうすればよいのか、これが大きな課題と感じた。

- ・ アンケートの実施は文部科学省のマニュアル通りに行われたと聞いている。そのアンケート実施当時、学校現場は、被害生徒のご遺族、加害者とされる生徒への対応とともに、学校機能の維持が求められ、またアンケートの結果集計を1週間期限と定められ、多忙の中、大混乱していたことは容易に想像できる。しかし、集計結果が不十分では言い訳にならない。今回は学校主導で調査集計がなされたが、やはり教育委員会が主導するべきであった。

【問題点1を受けての現在の取り組み】

- ・ 現在は、毎月の定例会の前だけでなく、勉強会として頻回に協議会を開催している。各委員が議案書（事前資料）を読み込み、その協議会では、議案について詳細なレクチャーを受け、意見交換を行ってい

る。また、気がかりな問題対応についての情報収集や意見交換のため、市教育委員会事務局からの依頼も含めて、積極的に協議会を開催しており、情報の共有に努めている。昨年7月以降、1月末現在で、教育委員会定例会を7回、臨時会を13回、協議会を26回開催している。市教育委員会事務局からもほぼ毎日電話連絡を受けて当日の情報を得ており、教育委員と市教育委員会事務局の情報の共有については改善されてきた。

- ・ 大きな混乱が生じたときは、市教育委員会が主導して学校をサポートする体制を敷くべきであると考えている。今回のような大きな問題が起きてしまった場合には、危機管理のスペシャリスト（司令塔）の導入なども視野に入れて、市長部局や市教育委員会が中心になって専門支援機関を立ち上げるしくみを提案したい。

<問題点2> 透明性の確保と個人情報の取り扱いの難しさ

- ・ 今回のいじめ問題では、配慮すべき個人情報が非常に多かった。その子どもたちの個人情報を考慮して、議事録に残る場での質疑を控えたことが、説明責任を果たせていないと指摘を受けた。個人情報保護を最優先したために、教育委員が、市民の方々に発信する場である定例会で質疑を控えたことは間違いであったと痛切に感じている。定例会前後の協議会で意見交流を行い、教育委員が個々に発言していても、形として残っておらず、説明責任を全く果たしていない結果となった。

今考えると、個人情報保護に考慮しながら、質疑する、もしくはその案件の時のみ非公開にするなど、方法はいろいろあったようだ。説明責任ということに対する認識が非常に甘かった。大いに反省して

いる。

- ・ 協議会の開催については、議事録が残されてなかつたことも大きな反省である。また緊急事態に協議会をすぐに開催せず、その回数も十分でなかつた。委員長の招集で積極的に協議会を開催し、回数も必要に応じて増やし、議事録を残すべきと考える。

【問題点 2 を受けての現在の取り組み】

- ・ 定例会では、議案について積極的に発言し、意見を述べるようにしている。開かれた教育委員会として、個人情報には十分配慮しながら、市民の方々に説明責任が果たせるよう、個々の委員がより積極的に意見を述べている。
- ・ 市民目線、市民感覚で、議案の疑問点を確認し、委員から要求や要望を出していくことに努めている。例をあげると、来年度予算要求に際し、昨年 10 月 27 日に各教育委員の要望を事務局に伝え、これらの実効性、予算化について、11 月 3 日午前 8 時から午後 2 時半まで、各課の課長より説明を受けた。またいじめ対策として、11 月 8 日に「いじめ相談ほっとダイヤル」の設置を提案し、12 月末には実現した。
- ・ 協議会は、平成 24 年 7 月以前は開催記録も議事録もなかつたが、現在では協議会も議事録を残すことにしている。

3. 今後の対策

これまで私たちは、子どもたちがよりよい環境で、健やかに育ち生きる力についていくためにはどうすればよいのか、また学校が安全で安心なところであるために、教育委員として何ができるのか、それぞれの立場で考えながら、つとめてまいりました。

しかし、今回のいじめ事件の対応では、いろいろなご指摘やご批判をいただいています。そのことを受けて、私たち自身で振り返りを行い、問題点を挙げていきました。そして、手をつけられるところから取り組み始めています。

そして、いじめの再発防止には、私たち委員が自ら取り組んでいくことと、さらに大きな視点に立ち、関係者の方々と力を合わせて進めなければならぬことの両面があると考えられます。ここでは、教育委員会・学校園などの教育関係者が、保護者や地域の方々と連携し合って、いじめを防ぎ、いじめを解決していくために私たちが考えたことを、今後の対策としてまとめました。

なにより、まずは、家庭や地域社会との対話によって、情報の共有化、行動の連携を行い、学校、市教育委員会の信頼回復を図ることに全力を注ぎ、保護者や地域の方々から、安心して子どもを預けられる学校にしなければならないと考えています。

○学校教育における道徳教育の充実

今、子どもたちを取り巻く環境は、ゲームやパソコン、インターネットなどの情報があふれ、人との直接的なかかわりが少なくなってきたいる状況にある。携帯電話やインターネットで間接的に人とつながること

ができても、身近な仲間とうまくコミュニケーションがとれない子どもたちが増えている。また効率が優先され競争が激化している社会からの影響もあり、さまざまなストレスを抱えている子どもたちも多い。

こうした厳しい状況の中で、子どもたちが明るく生き生きとした学校生活を送るためにには、いじめ問題をはじめ学校や学級でのさまざまな問題を子どもたち自身で解決していく力をつけることが必要である。しかし、思いやりや寛容などの気持ちを子どもたち自身が気づき、行動できているかという点では、未だその成果が十分とは言えないよう思う。その成果を十分にあげるためにには、道徳教育のいっそうの充実、人権教育の推進、子どもたちにいじめを許さない強い心や、いじめられている子を思いやる温かい心を育む指導に重点的に取り組むこと、そして絶え間なく継続して取り組んでいくことを提言する。

また、学校での集団生活では、教員と子どもたち、子どもたち同士など多様な人との関わりから、違いを認識したり、他の人の心に共感して尊重したり、自己肯定感を育んだりすることが、良好な人間関係を構築することにつながる。学校教育のあらゆる場面で、人間関係づくりのトレーニングを積み重ねて、望ましい集団づくりにいっそう取り組むことを提言する。

さらに、教員も研修や自己学習によって、自ら成長し続けなければならない。全教員に対する研修とともに、生徒指導係やいじめ担当係を対象とした特別研修を積み上げていくことも必要と思う。そして個別指導、個別相談ができるレベルの高い指導者を教育委員会内におき、任務に当たってもらいたい。

○子育ての環境整備

学校の役割とともに、家庭の役割を認識し、その橋渡しをしていきたいと考えている。子育ての過程で、保護者はいろいろなことに悩み、問題を抱える場面に直面する。こうした保護者に寄り添い、悩みや声を受け止め、サポートしていく身近な相談員のネットワーク作りを提言する。たとえば、小さいお子さんのおられる家庭の相談に、幼稚園教員のOBを中心とした地域の相談室があれば、保護者にとっては声をかけやすく、また適切なアドバイスが受けられるかと思う。

子どもにとっては、子どもが活動できる範囲を広げ、さまざまな交流を通して人間関係の築き方を学ぶことは重要である。その例として、校外学習を利用した他校との交流、琵琶湖清掃活動や農作業の手伝いなどを通じた地域の方々との交流を提案している。子どもたちが「誰かに愛される、必要とされる、存在を認められる」ように、学校、家庭、地域が連携を強めていくサポートができればと考えている。

○問題に気づいたとき

子ども本人、学校、家庭、地域の方など、どの立場の人でも問題に気づいたら、即座に情報を伝え、相談できる機関が必要であると思う。一昨年末に大津市教育委員会では、「いじめ相談ほっとダイヤル」を設置した。その後、体罰事件など、いじめ以外の問題もあることが認識されてきている。さまざまな問題に対して相談窓口が複数あれば、相談者は迷うこともある。「いじめ相談ほっとダイヤル」を発展させ、「悩み119番」として窓口を一本化し、相談にのるだけでなく、必要に応じて警察、福祉、弁護士、医師などの専門分野に連携できるシステムの構築を提言する。『窓口はシンプルに、対応はすばやく、広く、深く』対応

できる組織になればと願っている。

○大きな問題が起きてしまったとき

不幸にも大きな問題が起きてしまったときには、早急に事故対応の専門家を国や県から派遣していただくシステム作りを提言する。学校現場には、重大な事故に対応した経験のない者が多く、今回の事件に対しても対応に不手際が目立った。事故対応の専門家に、事故後の調査、集計、分析などを指導していただくことで、問題の早期収束を図るとともに、子どもたちへの影響を最小限に抑えたいと願っている。また、事故対応の専門家は一時的派遣でなく、事故解決まで一貫して地域担当者とともに動き、そのデータを上部機関で管理し、今後の同様な問題発生時の対策に役立てていただきたい。

○その他

平成25年度予算に向けて、私たち教育委員がいじめ対策関連として要望したものは、教員やスクールカウンセラーに対する「いじめを見つける感度を上げる」研修、教員多忙化対策として生徒指導係・いじめ対策係の専任やICT校務支援ソフトの導入および図書館司書の専任、学校協力者会議の発展、校外学習における他校との交流などである。

おわりに

今回の事件に際し、いろいろなご批判をいただきながら、教育委員会のあり方についても考えさせられました。現在の教育委員会制度においては、異なる年齢・性別・立場のものが集う合議制機関であること、首長への権限の集中を妨げることが長所としてあげられると思います。これらにより一人の意見に偏らない、政治的中立が保たれていると考えています。一方、短所として責任の所在の不明確さ、委員会制度のわかりにくさ、委員人選の不透明さ、ノルマがはっきりしないことがあり、これらを透明性の高いものにする必要があると思います。

今回のいじめ事件の振り返りの中で確認できた問題点について、私たちは自らの教育委員会の改革を、早急に手をつけられるところから、現行制度の中で始めました。ただ、委員会内にいればこそわかることもあれば、委員会外からの方がわかりやすいこともあるうかと存じます。教育委員会外の方のご意見を承りながら、現時点ができる改革を進めていきたいと思ってます。

学校園で楽しく学び遊ぶ子どもたち、家庭や地域で楽しく過ごす子どもたちを見守り続けながら、子どもたちがさまざまな経験を通じて心豊かに成長してほしいと私たちは願っています。そのために、私たち教育委員が非常勤という限られた時間の中で何ができるか、悩みながら努めてきました。

今回のいじめ事件では、いじめがあり、いじめを早い段階で発見できず、解決できなかったことを大変申し訳なく思っています。这样的なことを繰り返さないために、現在もさまざまな機関で、いじめ対策が検討されています。立場の異なるものが異なる意見を持つのは当然のこと

と思います。私たちも自分たちの意見が必ずしも正しいとは考えていませんし、他の委員会の提言も、それぞれの立場に立ったものになるかと存じます。これらの異なる意見を持ち寄り、議論することで、よりよい提言になっていくと思います。

子どもを育てるというのは、本当に息の長い、地道な取り組みです。学校園、教育委員会などの教育関係者、保護者や地域の皆様、そしてできれば子どもたち自身の声、意見を出し合うことが重要です。自らの持ち場でできること、できないことをさらけ出し、できない部分については助けを求めるという姿勢が、特に教育関係者に欠けていたと思います。大津の子どもたちの健やかな成長のために、教育関係者、保護者や地域の皆様などが一同に会して意見を交換し、「オール大津」として連携し、大津の教育をよりよくしていきたいと考えています。

大津市教育委員会

教育委員長 本郷 吉洋

教育委員長職務代理者 羅場 貴子

前教育委員長 岡田 隆彦

前教育委員長職務代理者 竹内 孝子